

甲州市木造住宅耐震診断事業実施要綱

平成17年11月1日

告示第 号

改正 平成28年3月30日告示第50号

令和2年4月1日告示第72号

令和3年3月31日告示第68号

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する木造住宅に対し、耐震診断技術者を派遣し耐震診断等を行うこと（以下「事業」という。）により、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断等に関する知識の普及及び耐震診断等の実施の促進を図り、もって震災に強い街づくりを目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断技術者 山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会の受講修了者をいう。
- (2) 既存木造住宅 木造在来軸組構法又は伝統構法で建築され、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅をいう。

- (3) 耐震診断等 次のいずれかにより、診断を行うことをいう。

ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断

イ 一般財団法人日本建築防災協会（以下「協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断または協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断

(事業対象建築物)

第3条 事業の対象となる既存木造住宅は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、この要綱に基づき耐震診断等を過去に実施したものは除く。

- (1) 戸建て住宅で長屋及び共同住宅以外のもの
- (2) 2階建て以下のもの
- (3) 市内に存する既存木造住宅であり耐震診断等の実施を希望する者が所有する既存木造住宅で、かつ、現に居住しているもの、又はこれから居住しようとするもの

(事業の実施)

第4条 市長は、前条に規定する事業対象建築物等の所有者が、当該事業対象建築物に対する耐震診断等の実施を希望したときは、予算の範囲内で事業を実施することができる。

2 事業の実施に係る費用については、市の負担とする。

(委託)

第5条 市長は、事業の実施にあたり、その一部を一般社団法人 山梨県建築士事務所協会に委託することができる。

(申込)

第6条 事業対象建築物の耐震診断等を希望する者（以下「申込者」という。）は、木造住宅耐震診断等申込書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(耐震診断技術者の派遣の決定)

第7条 市長は、前条の診断申込書の提出があったときは、当該申込の内容を審査し、事業の実施が適当であると認めるときは耐震診断技術者の派遣を決定し、木造住宅耐震診断技術者派遣可否決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により耐震診断技術者の派遣の決定を通知する場合において、必要があるときは、当該派遣について条件を付すことができる。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないと決定したときは、同項の規定による通知書によりその理由を付して、当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による通知書の内容に変更が生じたときは、木造住宅耐震診断技術者派遣変更通知書(様式第3号)により当該申込者に通知するものとする。

(耐震診断の取り止め)

第8条 申込者は、耐震診断等の実施を中止し、又は取り止めるときは、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

(耐震診断技術者の派遣の取消し)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により耐震診断技術者の派遣の決定を受けた者(以下「派遣決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断技術者の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により派遣の決定を受けたことが明らかになったとき。

(2) その他市長が耐震診断技術者を派遣することが不相当と認めたとき。

(耐震診断等の費用の返還)

第10条 市長は、第8条の規定により耐震診断の中止又は取りやめた場合及び前条の規定により耐震診断技術者の派遣を取り消した場合において、既に耐震診断等を実施しているときは、期限を定めて、派遣決定者に、その耐震診断等に要した費用の返還を命じることができる。

(派遣決定者に対する指導)

第11条 市長は、派遣決定者に対し、事業対象建築物の地震等の災害に対する安全性の向上が図れるよう必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

(この要綱の廃止)

2 この要綱は、令和6年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後もその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前の年度分の甲州市木造住宅耐震

診断事業については従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

甲州市長 様

申込者 住 所
氏 名
電話番号

印

甲州市木造個人住宅耐震診断申込書

私は、甲州市木造住宅耐震診断事業実施要綱第 6 条の規定に基づき、下記住宅の耐震診断を実施したいので申し込みます。

記

住宅の所在地	
建物の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> () 併用住宅
構 造	木造・屋根 (<input type="checkbox"/> 瓦、 <input type="checkbox"/> 亜鉛鉄板、 <input type="checkbox"/> スレート、 <input type="checkbox"/> その他 ()) 葺 階建て
床 面 積	1階 _____ m ² 2階 _____ m ² 合計 _____ m ² (併用部分床面積 _____ m ²)
建 築 年 次 (着工年月)	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 _____ 年 _____ 月 <input type="checkbox"/> 昭和 (昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手したものが対象)
設 計 図 書 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 建築確認申請 <input type="checkbox"/> 住宅金融公庫 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 無
耐震診断を行う建築士を指名する場合に記入	氏 名 : 住 所 : 電話番号 : (山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会受講修了者に限ります。)
そ の 他	

- (注) 1. は、該当するものにレを記入してください。
2. 電話番号は、携帯の電話番号でもかまいませんが、この番号を耐震診断技術者に教えますのでご承知ください。

※ 受 付 欄	※ 決 済 欄	※ 決 定
	課長 リーダー 担当	可 否

耐震診断申込者

様

甲州市長

図

甲州市木造住宅耐震診断技術者派遣可否決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました耐震診断申込書の内容を審査した結果、下記のとおり決定したので、甲州市木造住宅耐震診断事業実施要綱第7条の規定により通知します。
なお、診断日については、派遣する耐震診断技術者より、連絡いたします。

記

耐震診断技術者派遣の可否

(1) 派遣します。

ただし、虚偽の申請その他の不正行為等により耐震診断技術者の派遣決定を受けたとき、又はその他市長が不相当と認める事由が生じたときは、耐震診断技術者の派遣及びその耐震診断に係る費用の弁償を請求することがあります。

派遣する耐震診断技術者

登録番号	
氏名	
住所	
電話番号	

(2) 派遣いたしません。

派遣しない理由

--

様式第3号（第7条関係）

甲州建第 号
年 月 日

耐震診断申込者

様

甲州市長

印

甲州市木造住宅耐震診断技術者派遣変更通知書

年 月 日付け甲州建第 号で通知いたしました甲州市木造住宅耐震診断技術者派遣可否決定通知書に、下記のとおり変更が生じたので、甲州市木造住宅耐震診断事業実施要綱第7条第4項の規定により通知します。

記

変更事項

(1) 耐震診断技術者の変更

変 更 前	
登 録 番 号	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	

変 更 後	
登 録 番 号	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	

変更理由

(2) その他

甲州市木造住宅耐震診断事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、甲州市木造住宅耐震診断事業実施要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、甲州市木造住宅耐震診断事業実施に必要な事項を定めるものとする。

(既存木造住宅の判断)

第2 交付要綱第2条(2)アによる昭和56年5月31日以前に着工された住宅とは、市の実施する耐震診断を受けたもの、固定資産課税台帳に昭和57年1月1日以前に登録されていたもの、又は、建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるものとする。

(総合判定)

第3 総合判定は、山梨県木造住宅耐震診断技術者（建築士の資格を有し、県が主催又は後援する山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会の受講修了者をいう。）又はこれと同等と認められる者が診断したものであり、かつ（一社）山梨県建築士事務所協会等の建築物耐震診断・補強計画判定会による判定を受けたものでなければならない。

(木造住宅耐震診断事業の内容)

第4 市が派遣した山梨県木造住宅耐震診断技術者は、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。ただし、耐震診断の結果「総合評点(Iw) = 1.0 以上」となった場合は、二号、三号、四号については実施しない。

- 一 木造住宅耐震診断
- 二 木造住宅耐震改修工事費の概算見積書の作成
- 三 耐震診断結果及び耐震改修工事概要の所有者への説明
- 四 耐震改修工事実績業者の案内

(診断完了時添付書類)

第5 耐震診断完了時の添付書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 木造住宅の耐震診断報告書
- 二 耐震改修工事費の概算見積書
- 三 耐震診断業務履行確認書

(附則)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

